

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和2年5月18日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日、国において、国内の感染拡大阻止に全力を挙げるため、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定され、国は、これに基づき、対策を講じて来ましたが、都市部を中心に感染者が急増したことから、令和2年4月7日に、東京都など7都道府県を特定警戒区域とした緊急事態宣言を発令しました。

土庄町においては、同4月14日に県独自の緊急事態宣言の発令を受け、感染拡大に不断の努力をしてまいりました。さらに、4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されたことから、大型連休期間中における来島自粛や、都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行などの移動を控えることを要請するなどの感染拡大防止に力を注いで来ました。

これらの対策に従い、住民の皆さんの努力と行動変容の結果、全国においては、新規感染者数の減少など一定の成果が見られたことから、国は、令和2年5月14日、東京都など8都道府県以外の県について、緊急事態宣言を解除したところです。これに伴い、県においても、県独自の緊急事態宣言から、香川県感染警戒宣言へと感染拡大防止対策を変更しました。

そこで、土庄町も基本方針を以下のように変更します。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、国・県の動向等を踏まえ、都度、更新していきます。

基本方針

1. 当面の間、全国的かつ大規模な町主催の集会やイベントは、自粛する。
ただし、屋内においては、参加人数が50人以下かつ収容定員の半分以上の会場で開催される行事、屋外においては、参加人数が100人以下かつ人と人の距離を十分確保できる行事については、感染拡大防止対策を最大限に配慮した上で実施することができるものとする。
2. 当面の間、公共施設を利用した民間や団体主催の集会やイベント等については、1.の前段と同様の規模の場合、延期または中止等を要請し、ただし書きと同様の規模の場合、十分な感染拡大防止対策を要請する。
3. 感染拡大防止のため「新しい生活様式」の定着を推進する。